

倍程度含まれており、ごみ焼却によって生成される有害物質は数千種類に及ぶところ、原判決は複数の有害物質による相加効果及び相乗効果を看過しているなどと主張する。

しかし、被控訴人は、法令に従って本件各処分場を管理・運営する主体であって、未規制物質につき議論する立場にない。また、本件各処分場外に有害物質が流出していないことは、原審の鑑定結果や証拠として提出された各種調査結果から明らかであるから、控訴人らの主張する相加効果及び相乗効果を検討する必要がない。

イ 控訴人らは、原判決が、仮に本件各処分場付近の地質構造が脆弱であるとしても、そのことのみをもって浸出水流出の危険性が高いとはいえないし、地震による本件各処分場の地盤崩壊の危険性の主張は抽象的なものにとどまるとしたことを論難する。

しかし、控訴人らは、具体的な地質調査の結果に基づいて地盤の脆弱性を主張しているものではなく、その主張の根拠は薄弱である。被控訴人は、本件各処分場の建設に先立ち、その地盤につきボーリング調査や弾性波探査などを行った結果、本件各処分場付近が、透水性が低く、地盤も強固であり、最終処分場の建設に十分耐え得る安全性を有していることを確認しているのであるから、原判決の判断は正当である。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、控訴人らの被控訴人に対する前記第1. 1(2)ないし(4)の各請求はいずれも理由がなく、当審において交換的に追加された前記第1. 1(5)及び(6)の各請求もいずれも理由がないものと判断する。その理由は、以下のとおり付加、訂正するほか、原判決の「事実及び理由」中の第6及び第7に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決67頁22行目から23行目までを、以下のとおり改める。

「第5 争点1（本件差止等請求の根拠等）に対する当裁判所の判断

1 控訴人らは、当審第3回口頭弁論期日において、第1処分場に係る前記第2. 1(1)②の訴えの請求の趣旨を、「被控訴人は、第1処分場のしゃ水シート下面から垂直下方向に2メートル以内にある土壌、地下水集排水管など全ての物を除去せよ。」と変更し、第2処分場に係る前記第2. 1(2)④の訴えの請求の趣旨を、「被控訴人は、第2処分場のしゃ水シート下面から垂直下方向2メートル以内にある土壌、粘土ライナー、地下水集排水管など全ての物を除去せよ。」と変更したため、これにより、少なくとも除去すべき土壌などの範囲は明確化され、被控訴人の作為義務の対象も特定されたのであるから、訴え変更後の控訴人らの上記各請求は、いずれも給付訴訟における請求の趣旨として特定に欠けるところはないものというべきである。

2 本件差止等請求権の根拠となる人格権について」

(2) 原判決69頁25行目の末尾に、行を改めて以下のとおり加える。

「また、控訴人らは、環境基本法2条3項が、人以外の動植物自体への侵害やその生育環境まで含めて公害被害として捉えていることを根拠として、差止請求権の根拠となる人格権は、身体権的人格権に限定されず、平穩生活権的人格権も含むものである旨主張するが、行政法規でありかつ基本法である環境基本法において、人の生活に密接に関係のある動植物及びその生育環境を含む人の生活環境への被害をもって「公害」と定義しているからといって、直ちに、控訴人らのいう「平穩生活権的人格権」が本件差止等請求権の根拠となると断ずることはできないものというべきである。」

(3) 原判決70頁4行目から同71頁7行目まで（「2」の項）を、以下のとおり改める。

「3 本件差止等請求権の要件について

(1) 前示のとおり人の生命の安全や身体の健康が保障されることはその人にとって最も基本的な事柄であり、法律上人格権として保護される

べきものであって、これらに対する侵害に対しては法律上これを排除する権利が与えられなければならない。したがって、第三者の行為により、自己の生命・身体に疾病の招来等の被害を被っている者は、当該第三者に対して当該行為の差止（妨害行為の排除）（以下「差止等」ともいう）を請求することができ、また、当該被害が現に発生していない場合であっても、上記被害を及ぼすような現実的な危険があると認められるときは、あらかじめ当該行為の差止等を求めることができるものと解するのが相当である。

もつとも、人は、社会生活を営む存在である以上、第三者の社会経済的活動の影響を全て免れることは不可能であり、また自らも自己の社会経済的活動の影響を第三者に及ぼすことが不可避であるから、自らの生命・健康に何らかの影響があるからといって、直ちに第三者の活動をやめさせることができないことは明らかであり、人格権に基づく差止等請求権の成立範囲を確定するに当たっては、第三者の権利、自由の保障との関連において、第三者の侵害行為の態様や侵害の程度（被害発生のおそれを含む。）、被侵害利益の性質とその内容（被害発生のおそれを含む。）、侵害行為の原因となる活動や事業の必要性及び公共性の有無及び程度等を総合的に考慮し、自己の被害（被害発生のおそれを含む。）が受忍すべき限度を超えているか否かを考慮すべきである。

(2) 本件において、控訴人らが主張する被害の内容は、本件各処分場にはダイオキシン類・重金属などの有害物質を多量に含む焼却灰等の廃棄物が投棄され、それら有害物質が周辺に飛散・流出して、土壌・地下水等の汚染をもたらしており、有害物質の飛散・流出は今後も継続することが確実で、特に、地下に浸透して流出するものは次第にその流出濃度が高まっていくから、仮に有害物質の量が微量であったと

しても、控訴人らは、将来にわたり、永久的にこれを摂取していくことになり、その生命・健康に対し危険を生ずる蓋然性があるというものである。

そこで、本件においては、本件各処分場に搬入される廃棄物の有害性、本件各処分場からの有害物質の流失又は飛散の有無及びその程度を検討した上、本件各処分場から有害物質が飛散・流出しており、これにより、控訴人らの生命・健康にどのような被害が発生しているか又はそのような被害が発生する現実的な危険の有無等を検討し、さらに、本件各処分場の必要性・公共性の有無及び程度、被害の防止のために被控訴人がとりうる措置の有無及び効果等の諸事情も総合的に考慮して、控訴人らが、本件各処分場の活動や事業による控訴人らの生命・健康に対する侵害が受忍すべき限度を超えていると認められる場合には、控訴人らは、その人格権に基づく本件差止等請求権を有するものと解するのが相当である。

(3) 人格権に基づき、既になされた侵害行為の回復を求め、又は将来の人格権侵害を理由として第三者に対し一定の不作為等を求める場合においては、民事訴訟の一般原則に基づき、当該第三者の行為に起因して、これまで自己の人格権の侵害が発生したこと、当該第三者の行為に起因して、将来、自己の人格権の侵害（受忍限度を超えるもの）が発生する蓋然性が高いことが認められ、かつ、現段階で差止めの必要があることにつき、上記作為ないし不作為を請求する者（控訴人ら）が主張・立証する責任を負うものと解すべきである（なお、本件各処分場から排出が予想される有害物質を特定して指摘すること自体は比較的容易であり、当該指摘有害物質について、被控訴人においてその有無程度等については事実上相応の立証活動をせざるを得ないことは本件訴訟の経過に照らしても明らかである。）。

(4) 原判決71頁8行目を、「第6争点2(人格権侵害の有無及び本件差止等請求権の存否)に対する当裁判所の判断」と改める。

(5) 原判決72頁8行目の末尾に「平成17年度は約127万トンであった。」を、同77頁24行目の「約134万t」の次に「平成17年度でも約127万t」を加える。

(6) 原判決78頁22行目から23行目までを、以下のとおり改める。

「オ 控訴人らは、平成19年度以降、焼却灰のほとんどはエコセメント製造施設において処理することとされ、埋立処分しないものとされていること、埋立処分の対象となる不燃残さの量は、平成17年度において年間約1万トンにすぎず、原判決が前提としていた量の2ないし3%にすぎないことからすると、本件各処分場は、少なくとも現時点においては、埋立処分場としての必要性、公益性がないと主張する。

しかしながら、前記前提事実及び証拠(乙113の1ないし12)によれば、もともと本件各処分場は、多摩26市町ないし被控訴人の組織団体(東京都八王子市等の25市1町)から発生する一般廃棄物(焼却残さ、不燃ゴミ)を受け入れてこれを埋め立てるために設置された処分場であり、第1処分場については昭和59年4月の開場から平成10年4月の埋立終了まで、第2処分場についてはエコセメント化事業が本格稼働する以前の平成18年6月まで、当時の多摩地域における一般廃棄物処理の必要性に基づいて焼却残さや不燃ゴミが埋め立てられていたことが認められるところであって、本件各処分場は、このように過去において埋め立てられたゴミの保管及び管理のために必要性及び公共性を有するものというべきである。また、前記前提事実及び上記証拠並びに弁論の全趣旨によれば、たしかに、被控訴人は、平成18年7月から、第2処分場内のエコセメント化施設を本格稼働させ、可燃ゴミの焼却残さを同施設においてエコセメント化していること、そのため、焼却残さの

大部分は、そのままの形で第2処分場に埋立処分されることがなくなったことが認められるが、他方で、ゴミの減量や焼却処理等の中間処理を行っても、なお不燃ゴミを最終処分場に搬入して埋立処理をしなければならないものであること、そうした埋立処理を要する不燃ゴミの最終処分量は平成18年7月から同年12月までの合計で3286トン(月平均約548トン)であったことが認められるから、第2処分場についても、なお、その必要性及び公共性が認められるというべきである。

なお、上記のとおり、第2処分場に埋め立てることが予定されている不燃ゴミは年間でも1万トンを超えないものと見込まれるところであり、控訴人らは、この事実をもって、現時点において、第2処分場には、埋立処分場としての必要性及び公益性がないと主張するが、現段階においても不燃ゴミを処理するため最終処分場の確保は不可欠であり、処理する量が減少することによってその公益性が失われるものでもないし、第2処分場が有すべき適正規模がどの程度かを認めるに足りる的確な証拠もないから、控訴人らの上記主張は採用することができない。

カ よって、本件各処分場には必要性及び公共性があるものというべきである。」

(7) 原判決79頁20行目の「人格権侵害がある」を「人格権による差止請求権が認められる」と改める。

(8) 原判決83頁25行目の「いえない」の次に、以下のとおり加える。

「(ダイオキシン類対策特別措置法7条は、政府が、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする)と規定しているところ、証拠(乙110)及び弁論の全趣旨によれば、中央環境審議会は、平成11年8月2日環境庁長官から、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質

の汚濁に係る環境基準の設定、特定施設の指定及び水質排出基準の設定等について」諮問を受け、同年12月10日付けで答申をしたこと、同答申は、当該時点における科学的知見に基づき、同審議会水質部会に設置されたダイオキシン類環境基準専門委員会において検討した結果をとりまとめたものであること、政府は、上記答申に基づいて、その後ダイオキシン類に関する水質の汚濁に係る環境基準や水質排出基準を設定していることが認められるから、環境基準等は、当該基準等が設定された時点における科学的知見に基づき、法令上望ましい基準を定めたものであると解するのが相当である。）」

(9) 原判決85頁16行目の末尾に、行を改めて以下のとおり加える。

「(エ) さらに、控訴人らは、環境基準等は、当該基準において定められている有害物質が、当該測定時において、単独で存在するか、又は他の物質と共存するとしてもこれと相加的、相乗的に作用して環境に対して悪影響を及ぼすことはないことを前提として定められたものであって、これらの前提はいずれも誤りであるから、上記環境基準等に依拠することは不当であると主張する。

しかしながら、自然界において、環境基準等において定められている有害物質が単独で存在せず、他の物質と相加的、相乗的に作用することによって、環境に対していかなる悪影響を与えるかは未だ十分解明されていないというほかなく、上記環境基準等が誤った前提に立脚すると断ずることはできないから、控訴人らの上記主張は採用できない。」

(10) 原判決85頁21行目の「(受忍限度)」を削る。

(11) 原判決91頁10行目の末尾に「なお、被控訴人は、平成18年7月以降、可燃ゴミの焼却残さをセメントとして再生するエコセメント化施設を本格稼働させ、それまで第2処分場に埋め立てられていた可燃ゴミ焼却残さはエコセメント化施設に搬入されるようになり、同処分場での埋め立て

はなくなった(乙112及び弁論の全趣旨)。」を加える。

(12) 原判決92頁2行目の「請求の趣旨」を、「当審における訴え変更前の請求の趣旨(原判決の「事実及び理由」中の第1.1の(2)項及び(6)項)」と改める。

(13) 原判決92頁9行目の「検討することとする」の後に、以下のとおり加える。

「(この点、控訴人らは、本件各処分場から流出する有害物質のうち、ダイオキシン類及び重金属類の流出のみを問題にしているわけではなく、例えば、①「浮遊粒子状物質」、②多環芳香族炭化水素(PAHs)、ニトロ多環芳香族炭化水素(Nitro-PAHs)、臭素化ダイオキシン類、塩素化芳香族炭化水素、塩素化脂肪族炭化水素等のダイオキシン類類似毒性物質、③硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の流出、飛散等による被害全てを問題とするものであると主張する。しかし、ダイオキシン類及び重金属類以外の有害物質についても、必要に応じて、その汚染の有無程度を検討していることは後述するとおりであるし、控訴人らは、本件各処分場からこれらの有害物質が流出していること、及び、これにより控訴人らの生命・健康に疾病の招来等の被害を及ぼすような現実的な危険があることを立証しなければならないところ、これについての検討の結果も後述するとおりである。）」

(14) 原判決104頁25行目の次に、改行して以下のとおり加える。

「(キ) 平成19年度の第1処分場水質調査結果(乙118)

継続して検査されてきた水質検査の平成19年度結果の概略は以下のとおりであり、従来に比較して大きな変化はないものとされている。

a 浸出水

砒素(平均0.002mg/L)、硝酸性窒素(平均0.64mg/L)、亜硝酸性窒素(平均0.07mg/L)、ふっ素(平均0.14

mg/L), ほう素 (平均 3.5 mg/L) が検出された。ほう素以外は地下水質環境基準を満たしており, ほう素も排出基準を満たしていた。その他の有害物質はいずれも定量下限値未満であった。

b 下水道放流水

重金属は定量下限値未満であり, 硝酸性窒素 (平均 2.52 mg/L), 亜硝酸性窒素 (平均 0.18 mg/L), ふっ素 (平均 0.12 mg/L), ほう素 (平均 2.2 mg/L) が検出された。ほう素以外は地下水質環境基準を満たしており, ほう素も排出基準を満たしていた。

c 防災調整池

硝酸性窒素 (平均 0.28 mg/L), ふっ素 (平均 0.09 mg/L), ほう素 (平均 0.02 mg/L) が検出されたが, いずれも地下水質環境基準を満たしていた。重金属等その他の有害物質はいずれも定量下限値未満であった。

d 地下水集排水管水

重金属は定量下限値未満であり, 硝酸性窒素 (平均 5.85 mg/L), 亜硝酸性窒素 (平均 0.31 mg/L), ふっ素 (平均 0.09 mg/L), ほう素 (平均 0.21 mg/L) が検出されたが, いずれも地下水質環境基準を満たしていた。

e 地下水管 2 の水

重金属は定量下限値未満であり, 硝酸性窒素 (平均 1.02 mg/L), ふっ素 (平均 0.08 mg/L), ほう素 (平均 0.07 mg/L) が検出されたが, いずれも地下水質環境基準を満たしていた。

f 場外井戸

鉛, 硝酸性窒素, 亜硝酸性窒素, ふっ素, ほう素, フタル酸ジ-2-エチルヘキシルが検出されたが, いずれも地下水質環境基準を満たしていた。他の安全性確認項目はいずれも定量下限値未満であっ

た。」

(15) 原判決 105 頁 7 行目の末尾に改行の上以下のとおり加える。

「また, 平成 16 年度から 19 年度の被控訴人の防災調整池及び防災調整池放流口下の底質検査では, 鉛 (年平均, 単位は mg/L) は, 順次, 定量下限値未満, 0.005, 0.002, 0.003 であった (乙 115 ないし 118)。」

(16) 原判決 110 頁 17 行目の末尾に改行の上以下のとおり加える。

「(x) 平成 19 年度第 2 処分場水質等調査結果 (乙 123)

継続して検査されてきた水質検査の平成 19 年度結果の概略は以下のとおりであり, 従来に比較して大きな変化はないものとされている。

a 浸出水

カドミウム (年平均 0.001 mg/L) 鉛 (年平均 0.002 mg/L), 硝酸性窒素 (同 5.14 mg/L), 亜硝酸性窒素 (同 0.38 mg/L), ふっ素 (同 0.11 mg/L), ほう素 (同 0.62 mg/L) が検出された。その他の健康項目の有害物質はいずれも定量下限値未満であった。

b 下水道放流水

健康項目の重金属は定量下限値未満であり, 硝酸性窒素 (年平均 7.97 mg/L), ふっ素 (同 0.08 mg/L), ほう素 (同 0.45 mg/L) が検出されたが, いずれも地下水質環境基準を満たしていた。

c 防災調整池水

健康項目の重金属は定量下限値未満であり, 硝酸性窒素 (年平均 0.34 mg/L), ふっ素 (同 0.09 mg/L), ほう素 (同 0.08 mg/L) が検出されたが, いずれも地下水質環境基準を満たしていた。

d モニタリング井戸・周辺井戸

鉛, 砒素が微量検出された井戸があるが, いずれも地下水質環境基

準値を下回っており、他の重金属類は定量下限値未満であり、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素が検出されている井戸があるが、いずれも、水質環境基準を満たしていた。

(17) 原判決113頁25行目の「あったともいえる。」の後に、以下のとおり加える。

「(控訴人らは、この部分の叙述のうち「概ね一般的なレベル」や「やや高い濃度」といった表現につき、合理的な理由のない認定・説示であると論難するが、上記叙述は、グリーンブルー株式会社による土壌中等のダイオキシン類測定業務の報告書(甲103)のまとめの部分を転記した部分にすぎないものであるから、控訴人らの主張は、理由がない。)」

(18) 原判決120頁24行目の末尾に改行の上、以下のとおり加える。

(コ) 平成19年度ダイオキシン類調査(乙128の1ないし5)

a 大気中のダイオキシン類濃度(PCDD, PCDF, Co-PCB)

継続して行われているダイオキシン類調査の平成19年度の第2処分場敷地内(4カ所)の大気中のダイオキシン類濃度は、年平均0.017ないし0.026pgTEQ/m³(平均0.020pg-TEQ/m³)であり、大気環境基準を大幅に下回っている。

b 水質中のダイオキシン類濃度(PCDD, PCDF, Co-PCB)

第1処分場についての①浸出水については、年平均0.0052pg-TEQ/L、②下水道放流水は年平均0.0045pg-TEQ/L、③防災調整池水は年平均0.13pg-TEQ/L、④地下水集排水管水は年平均0.0021pg-TEQ/Lであり、下水道放流水についてはダイオキシン類対策特別措置法の最終処分場の維持管理基準を満たしており、防災調整池水については、水質環境基準値をも満たしていた。

第2処分場についての①浸出水については、年平均0.0011pg

-TEQ/L、②下水道放流水は年平均0.00021pg-TEQ/L、③防災調整池水は年平均0.084pg-TEQ/L、④地下水集排水管水は年平均0.0042pg-TEQ/Lであり、下水道放流水についてはダイオキシン類対策特別措置法の最終処分場の維持管理基準を満たしており、防災調整池水については、水質環境基準値をも満たしていた。また、平成18年7月稼働を開始したエコセメント化施設からの下水道放流水については、年平均0.00017pg-TEQ/Lであった。

c 底質中のダイオキシン類(PCDD, PCDF, Co-PCB)

第1処分場の防災調整池等(3カ所)の底質は、10ないし22pg-TEQ/g、第2処分場の防災調整池の底質は、18pg-TEQ/gであり、過去の調査結果と大差がなかった。

d 土壌中のダイオキシン類(PCDD, PCDF, Co-PCB)

第2処分場の土壌中のダイオキシン類は、従前同様の馬引沢峠近傍が27pg-TEQ/g、エコセメント化施設北尾根が18pg-TEQ/gであり、過去の調査結果と大差がなかった。」

(19) 原判決130頁15行目の「被告の上記否認には理由がなく」を「被控訴人は飛散防止のため各種の対策を講じ、その成果も認められるが、それにより完全に飛散防止ができているとまでは認めがたいというほかなく、」と改める。

(20) 原判決131頁2行目の「理由にはならない」の後に、以下のとおり加える。

「(控訴人らは、大量の廃棄物が埋め立てられている第1処分場地下の内部は依然として高温であり、メタン・アンモニア等のガス、気化したダイオキシン類、重金属類、多環芳香族炭化水素(PAHs)、ニトロ多環芳香族炭化水素(Nitro-PAHs)等の危険物質が現在でも存在、発生しており、これらは、処分場内に設置されている多数のガス抜き管から、

常時、大気中に放出され続けているなどとして、同処分場につき上からの汚染の可能性はないと断ずることはできないと主張する。しかしながら、現時点において、上記ガス抜き管から危険物質が放出され続けていることを認めるに足りる的確な証拠はないから、控訴人らの上記主張は採用できない。)」

(21) 原判決133頁13行目から21行目までを、以下のとおり改める。

「iii これに対し、控訴人らは、都市部をも含めた東京都全体のダイオキシン濃度と、人口が少なく目立った工業もない山間部の日の出町のダイオキシン濃度を単純に比較することは非科学的であるとし、日の出町宮本地区のダイオキシン濃度は0.067 pg-TEQ/gであることからすれば、日の出町のダイオキシン濃度のバックグラウンド値は高く見積もっても1pg以下ないし数pg-TEQ/gであると主張する。

たしかに、証拠(甲200)及び弁論の全趣旨によれば、日の出町が平成16年度に調査した土壌中のダイオキシン濃度は、同町宮本地区が0.067 pg-TEQ/g、同町谷ノ入地区が2.0 pg-TEQ/gであることが認められ、これと比較すると、本件鑑定結果におけるダイオキシン濃度はやや高いものであることがうかがわれる。しかし、他方、日の出町が本来的に人為的汚染がない地域であることに疑問の余地があることは上記のとおりである上、本件鑑定結果における土壌中のダイオキシン濃度(14~64〔73〕pg-TEQ/g)は、平成12年度における都内の土壌中ダイオキシン類濃度の範囲(0.86~160 pg-TEQ/g(乙70))内にあることからすると、本件鑑定結果が、直ちに第1処分場周辺の12地点の土壌がダイオキシン類により顕著に汚染されていることを示すものであると断ずることはできないものというべきである。

iv よって、控訴人らの主張①に理由があると直ちに断ずることはできず、これを採用することはできない。」

(22) 原判決138頁23行目の末尾に改行の上、以下のとおり加える。

「平成16年度から平成19年度の第1処分場の防災調整池の底質は、順次16, 20, 17, 10(単位はいずれもpg-TEQ/g。以下同じ。), 右岸排水路堆積土砂は、順次15, 18, 19, 22であり、左岸洪水吐底質は、順次20, 10, 14, 15であった。また、平成11年度から調査が実施された第2処分場の防災調整池の底質の上記年度の調査結果は、順次13, 19, 19, 18であった(乙125ないし128の各4)。」

(23) 原判決139頁22行目の末尾に改行の上、以下のとおり加える。

「なお、平成16年度から平成19年度の第2処分場内4地点における調査では、大気中のダイオキシン類(PCDD, PCDF, Co-PCB)は、年平均値で、順次0.030, 0.022, 0.027, 0.020(単位はいずれもpg-TEQ/m³)であり、大気環境基準(0.6)を下回っている(乙125ないし128の各2)。」

(24) 原判決142頁16行目から22行目まで(「c」の項)を、以下のとおり改める。

「c 本来、第1処分場の風下地域(玉の内)におけるがんによる死者数が他の地区に比して多いか否かを調査するためには、死亡した者の死因につき、死亡診断書等の医学的かつ客観的な資料に基づいて認定するのが相当であり、この観点からすると、控訴人らの聴取調査の方法が上記の如きものであるとすれば、同調査は医学的かつ客観的な資料に基づいてされたとはいえないものというべきである。したがって、上記調査結果のみから、いわゆる谷戸おろし下流地区及び玉の内地区において、がんによる死亡者数が多く、全国平均、日の出町全体及び

第2処分場風下の長井・水口地区に比して、がん死者の割合が高い傾向があることを認めることは困難である。また、仮に上記傾向がうかがわれるとしても、これが、第1処分場からの上からのダイオキシン類汚染によるものであることを認めるに足りる的確な証拠もない。よって、控訴人らの上記主張を採用することはできない。

(25) 原判決148頁19行目の末尾に改行の上、以下のとおり加える。

「また、平成16年度から平成19年度の被控訴人の第2処分場内4地点における調査結果によれば、大気中のダイオキシン類(PCDD, PCDF, Co-PCB)は、年平均で、順次0.030, 0.020, 0.027, 0.020(単位はいずれもpg-TEQ/m³)であったことも前示のとおりである。」

(26) 原判決150頁5行目の末尾に、「また、平成16年度から平成19年度の被控訴人の定期調査によれば、浸出水のダイオキシン類(PCDD, PCDF, Co-PCB)は、いずれも上記環境基準を満たしている(乙125ないし128の各3)。」を、同頁10行目の末尾に、「また、平成16年度から平成19年度の被控訴人の定期調査によれば、鉛、砒素が微量検出されたことがあったがその他の重金属類は定量下限値未満であり、いずれも水質環境基準を満たしている(乙115ないし118)。」を、それぞれ加える。

(27) 原判決150頁22行目の末尾に、「また、平成16年度から平成19年度の被控訴人の定期調査によれば、下水道放流水のダイオキシン類(PCDD, PCDF, Co-PCB)は、いずれも上記環境基準を満たしている(乙125ないし128の各3)。」を、同頁26行目の末尾に、「また、平成16年度から平成19年度の被控訴人の定期調査によれば、鉛が微量検出されたが、その他の重金属類は定量下限値未満であり、いずれも水質環境基準を満たしている(乙115ないし118)。」を、それぞれ加える。

(28) 原判決167頁18行目の末尾に、「(なお、平成16年は、定量下限値未満、平成17年(年平均0.005mg/L)、平成18年(同0.002mg/L)、平成19年(同0.003mg/L)となっている。)」を、同168頁12行目の末尾に、「また、平成16年度から19年度の調査結果においても同様である(乙115ないし118)。」を、それぞれ加える。

(29) 原判決169頁2行目から12行目まで(「キ」の項)を、以下のとおり改める。

「キ まとめ

以上によれば、第1処分場が、その周辺環境において、環境基準等を超過する有害物質が検出される状況をもたらしているとまで認めることはできないから、控訴人らの生命・健康に疾病の招来等の被害を及ぼすような現実的危険があるダイオキシン類・重金属の下からの汚染があるということとはできない。

また、しゃ水シート又は雨水排水枳が破損した可能性があると認められることは前記のとおりであるが、その可能性があると認められる平成2年ころから約14年間が経過した別件鑑定の時点以降においても、特に憂慮すべき汚染をうかがわせるような測定結果は得られておらず、他にしゃ水シート又は雨水排水枍の破損に起因する健康被害等を認めるに足りる証拠もないことからすると、少なくとも現時点においては、第1処分場から、控訴人らの生命・健康に疾病の招来等の被害を及ぼすような現実的な危険がある下からのダイオキシン類・重金属の汚染が生ずる蓋然性があると認めることはできないというべきである。」

(30) 原判決170頁1行目の末尾に、改行の上以下のとおり加える。

「被控訴人の平成16年度から平成19年度の水質調査結果によると、浸

出水中のダイオキシン類(PCDD,PCDF,Co-PCB)は、年平均で順次1.2pg-TEQ/L, 0.092pg-TEQ/L, 0.0068pg-TEQ/L, 0.0011pg-TEQ/Lとなっており、ダイオキシン環境基準を満たしている(乙125ないし128の各3)。」

(31) 原判決170頁7行目の末尾に、改行の上以下のとおり加える。

「被控訴人の平成16年度から平成19年度の水質調査結果によると、浸出水中の健康項目の重金属類は、平成16年度は鉛が0.003mg/L(年平均。以下同じ)、砒素が0.001mg/L、その他は定量下限値未滿、平成17年度は鉛が0.007mg/L、砒素が0.001mg/L、その他は定量下限値未滿(なお、カドミウムが、同年7, 8, 11, 12月に0.001ないし0.002mg/L検出されている。),平成18年度はカドミウムが0.001mg/L、鉛が0.002mg/L、その他は定量下限値未滿(なお、砒素が4, 5, 7月と0.001ないし0.003mg/L検出されている。),平成19年度はカドミウムが0.001mg/L、鉛が0.002mg/L、その他は定量下限値未滿(なお、砒素が4, 9, 12月,平成20年3月に0.001ないし0.002mg/L検出されている。)となっている(乙120ないし123)。」

(32) 原判決170頁17行目の末尾に、改行の上以下のとおり加える。

「被控訴人の平成16年度から平成19年度の水質調査結果によると、下水道放流水のダイオキシン類(PCDD,PCDF,Co-PCB)は、年平均で順次0.00052pg-TEQ/L, 0.000033pg-TEQ/L, 0.0092pg-TEQ/L, 0.0045pg-TEQ/Lとなっており、ダイオキシン環境基準を満たしている(乙125ないし128の各3)。」

(33) 原判決170頁20行目の末尾に、改行の上以下のとおり加える。

「被控訴人の平成16年度から平成19年度の水質調査結果によると、下

水道放流水中の健康項目の重金属類は、いずれも定量下限値未滿であった(なお、鉛については、平成17年度の5, 6, 8月に0.001ないし0.002mg/L,平成18年度の7, 11月に0.001および0.002mg/L,平成19年度の8ないし11月に0.002ないし0.003mg/Lが検出されている。)(乙120ないし123)。」

(34) 原判決171頁4行目の「ダイオキシン類の汚染」から同頁7行目末尾までを「ダイオキシンの汚染については、少なくとも平成16年以降はダイオキシン環境基準を満たしているが、平成11年度は上記基準を大幅に越えていたものであるから、なおこの点についての検討をする。」と改める。

(35) 原判決172頁17行目の「以上によれば、」の後に、「少なくとも現時点においては」を加え、同頁18行目の末尾に、改行の上以下のとおり加える。

「これに対し、控訴人らは、原判決が、しゃ水工の経年劣化に全く触れず、経年劣化の原因及びそれに対応した劣化の速度をも検討していないことを論難し、しゃ水工の耐用年数としては少なくとも50年程度必要であり、経年劣化を前提としない強度テストなど意味がないこと、しゃ水シートは、実際には、前記のとおり苛酷な物理的・化学的環境にさらされ、法面しゃ水工は上下方向の剪断力を、底面しゃ水工は上部からの強い圧力を受けるのであって、これらを捨象してしゃ水工の強度を論じても意味がないこと、しゃ水シートが熱風溶着により完全一体化するとしても、それに伴う耐久性の劣化についてのデータはないことなどを挙げて、原判決の認定・説示では、第2処分場のしゃ水工が破損していない根拠とはならないなどと主張する。しかしながら、しゃ水シートの強度が経年劣化によって低下する可能性があることは控訴人らの指摘するとおりであるとしても、少なくとも現時点において、しゃ水シートが破損しているとまで認めるに足りる証

拠がないことは前記のとおりであり、しゃ水シートが苛酷な物理的・化学的環境にさらされ、あるいはしゃ水シートの耐久性の劣化についてのデータがないとしても、そのことから直ちに、現時点において、しゃ水シートに破損があると認めるべきことにはならないのであるから、控訴人らの主張を採用することはできない。」

(36) 原判決174頁3行目から4行目の「あること」の次に「、被控訴人の平成16年度から平成19年度の水質調査結果によると、防災調整池水のダイオキシン類(PCDD, PCDF, Co-PCB)は、年平均で順次0.055pg-TEQ/L, 0.17pg-TEQ/L, 0.080pg-TEQ/L, 0.084pg-TEQ/Lとなっていること(乙125ないし128の各3)など」を加える。

(37) 原判決174頁9行目から14行目まで(「ウ」の項)を、以下のとおり改める。

「ウ) しゃ水シート破損についての結論

以上のとおり、第2処分場につき、少なくとも現時点においては、しゃ水シートに欠陥があることは認められず、地下水集排水管水に浸出水の影響があることや、防災調整池のダイオキシン類濃度に浸出水が影響していることも認められないのであるから、第2処分場のしゃ水シートが破損し、浸出水が流出しているとの控訴人らの主張を採用することはできない。」

(38) 原判決174頁20行目の「しかしながら、」を、「さらに、」と改める。

(39) 原判決175頁7行目冒頭の「2pg-TEQ/L)であり、」の次に「また、平成16年度から平成19年度のダイオキシン類調査結果も前述のとおりであり、」を、同頁14行目の冒頭「実第7-4(1)キ)」の次に「及び平成16年度ないし平成19年度の調査結果」をそれぞれ加える。

(37) 原判決182頁17行目から25行目まで(「6」の項)を、以下のと

おり改める。

「6 争点2の結論

以上のとおり、現時点においては、本件各処分場が、その周辺環境に対し、環境基準等を超過するダイオキシン類・重金属の汚染がある状況をもたらしているとも、将来そのような状況をもたらす蓋然性が高いとも認められず、本件各処分場から、控訴人らの生命・健康に疾病の招来等の被害を及ぼすような現実的な危険があるダイオキシン類・重金属の流出があるとまでは認められない(控訴人らが主張するその他の有害物質についても同様である。)のであるから、本件各処分場について、控訴人らに対し、その生命・健康への現実的被害を生じさせる蓋然性があるものとして控訴人らの人格権に基づく差止等請求権を認めることはできない。なお、控訴人らは、生命、健康に対する侵害の現実化がある程度先であってもそれが将来確実に発生すると認められる場合においても人格権による差止等が認められるべきであるとも主張するが、以上検討してきたところによれば生命、健康に対する侵害の発生が将来確実にあると認めることも困難である。」

2 結論

以上によれば、控訴人らの被控訴人に対する前記第1.1(2)ないし(4)の各請求はいずれも理由がないからこれを棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当であって、上記各請求に係る控訴はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、当審において交換的に追加された前記第1.1(5)及び(6)の各請求もいずれも理由がないからこれを棄却すべきである。

よって、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第16民事部

裁判長裁判官 宗 宮 英 俊